

令和4年度 税制改正に関する意見

令和3年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 橋本 英二

令和 4 年度 税制改正に関する意見

政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020 年 12 月 8 日閣議決定)において、2050 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする“2050 年カーボンニュートラルの実現”に向けて挑戦する方針を示した。日本鉄鋼連盟も、2021 年 2 月 15 日に「我が国の 2050 年カーボンニュートラルに関する日本鉄鋼業の基本方針」を公表し、ゼロカーボン・スチールの実現に向けて極めて高度な技術開発に果敢にチャレンジする方針を示した。

わが国の成長に資するカーボンニュートラルに向けた取組みに向け、税制については、イノベーションの促進につながる企業の研究開発および設備投資等の原資を確保しつつ、その後押しとなるような施策が求められる。このような観点から、令和 4 年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、新たな経済社会における我が国企業の国際競争力を確保する国際的イコールフティングの観点から、我が国の法人実効税率については、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、25%程度へ着実に引下げるとともに、税込中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すことが必要である。

《重点要望項目～2050 年カーボンニュートラル実現に向けた施策》

◎炭素税、排出量取引制度はカーボンニュートラルのための選択枝の開発を妨げる

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、新たな成長の源泉の一つとしてグリーン社会の実現を掲げ、これに向けグリーンイノベーション基金による野心的なイノベーションに挑戦する企業への 10 年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の後押しを行う方針が示された。

当連盟は、本年 2 月に策定した「我が国の 2050 年カーボンニュートラルに関する日本鉄鋼業の基本方針」において、我が国の 2050 年カーボンニュートラルという野心的な方針に賛同し、これに貢献すべく、日本鉄鋼業としてもゼロカーボン・スチールの実現に向けて、果敢に挑戦する決意の下、水素還元製鉄など極めてハードルの高い技術開発を含め、あらゆる手段を組み合わせ複線的に推進する方針を示した。

鉄鋼業には未だカーボン・ニュートラルのための技術の選択枝はなく、その実現に向けては、国の支援の下で果敢に技術開発に取り組むことのみならず、技術が確立した後は、カーボンフリーの電力や水素の供給等の社会インフラの整備を前提に、生産プロセスの実装にまで至る必要がある。

炭素税や排出量取引制度は、ゼロカーボン・スチールの選択枝を生み出すための技術開発や設備投資の原資を奪うなど、イノベーションを阻害するものであり、カーボンニュートラルという目的に合致しない上、産業の国際競争力に甚大な影響を及ぼす。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、炭素税、排出量取引制度については、「負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する

制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める」という段階にある中、令和 4 年度税制改正大綱において、導入を前提とした何らかの方向付けを行うべきではない。

極めて長期にわたり且つ、多大なコストを要する前人未到のイノベーションを進め、他国に先駆けてカーボンニュートラルを実現するためには、開発段階での強力な支援はもとより、現行プロセスの入れ替えに伴う多大な設備投資コストに対する財政的支援、カーボンフリー水素等を大量に用いることによるコスト増を社会全体で負担する仕組みの構築など、産業の国際競争力と脱炭素を両立させるための、他国に負けない規模の総合的な政策、いわば国家戦略が必要となる。財政的支援策について未だ他国に比肩する水準にない中で、グリーンイノベーション基金の拡充など、カーボンニュートラル実現に向けた政策の総動員こそが急務である。

◎地球温暖化対策のための税の廃止

資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E(安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合)の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進める必要がある。

足元において我が国のエネルギーコスト、電力コストは国際的に見て突出して高い水準にある。更に、第六次エネルギー基本計画の検討過程において、再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取費用が、現状の約 3.8 兆円から 2030 年度には 5.8~6.0 兆円にまで拡大し、地球温暖化対策にかかる電気料金を通じた国民負担が一層上昇することが示されている。

地球温暖化対策に前向きと言われる欧州においてさえ、産業保護の観点から政策的に産業用電気料金にかかる公租公課を減免し、国際競争力を確保する国もある中、地球温暖化対策のための税によるエネルギー課税は、我が国のエネルギーコストを押し上げ、産業の国際競争力を劣後させる真逆の政策となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」における炭素税の位置づけと同様、本来、地球温暖化対策税の導入に際しては、「成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める」ことが必要だったところ、こうした議論は今までに一切なされてない。また、本税導入後も本来行われるべき政策効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

◎石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎カーボンニュートラルに資する設備を含む償却資産に対する固定資産税の廃止

カーボンニュートラルの実現には、企業による積極的な設備更新や新規設備投資が継続して行われることが必要である。鉄鋼業界におけるゼロカーボン・スチール実現においては、製鉄プロセスの脱炭素化が必須であり、現行プロセスの入れ替えに伴う多大な設備投資が必要不可欠となる。

一方、償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。中小企業の一定の要件を満たす設備に限定した軽減措置が導入されているが、わが国の産業全体の国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中で受給と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難な場合は、評価額の最低限度額5%を国税における減価償却制度の取扱いに合わせて廃止し、評価額をゼロまで減額できるようにすべきである。

ただし、カーボンニュートラル対応の緊急性・重要性に鑑み、少なくとも、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

◎カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発促進税制の拡充

カーボンニュートラルの実現には、今までとは全く異なる次元の技術が必要とする。特に、鉄鋼業において、キーとなる水素還元製鉄法は、現在の高炉法とは全く異なる製鉄プロセスであり、各国でも開発の途についたばかりの極めて野心度の高い、非連続的な技術開発となる。その推進には、企業努力に加え、研究開発促進税制による後押しが必要不可欠である。

一方、リーマンショック後、日本の研究開発投資は長期にわたり停滞し、その後のイノベーション力の低下につながったとの指摘もある。また、コロナ禍の下で、さらに抑止傾向が強まっていることから、令和3年度税制改正でも一部の手当てがされているものの、今後、カーボンニュートラル実現に向けた企業の研究開発投資マインドを後押しし、長期・安定的に行われる研究開発をサポートする観点から、税制面での、さらなる支援が欠かせない。その観点から、研究開発税制が実効性を持つものとなるよう、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活や税額控除割合や同限度額を国際的に優位な水準に見直す必要がある。

さらに、カーボンニュートラル対応の緊急性・重要性に鑑み、少なくとも、広く、カーボンニュートラルに資する研究開発に対する支援措置を即時に拡充すべきである。

《その他の要望項目》

○国際課税における国際協調体制への取組みと実務負担等も考慮した国内法制の整備

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECD等において国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正

が進められてきた。その執行及び見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要である。併せて、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20 以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠であることから、約 130 ヶ国が参加している BEPS 包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要があることには変わりがない。

また、OECD 等で大枠が合意されたデジタル経済における課税原則の見直しについては、その具体的な法制化にあたり、日本企業の将来のビジネス展開を考慮し、目的外の増税とならないよう、また、各国での取扱いを整合的なものとし、納税者にとって過度な実務負担とならないよう、十分な配慮が必要である。

併せて、国際課税に係る国内法制については、上記のほか、以下の 3 点を要望する。

- ・海外子会社合算税制については、最低法人税率の国際合意を踏まえた措置との整合性に配慮しつつ、簡素化を図るべきである。
- ・外国税額控除制度：控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行 3 年→10 年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行 50% 以上の資本関係から 50% 超の資本関係へと見直すべきである。

○非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を 60% まで引下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。

令和 3 年度税制改正において、据置特例措置を含む負担調整措置は、3 年間延長されたが、上記の状況を踏まえ、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60% へ速やかに引下げるべきである。

○退職給付に係る税制の整備

人生 100 年時代において、働き方やライフコースが多様化する中、働き方や給付の種類によって有利・不利が生じない中立的な税制のあり方について、議論が進められている。その中で、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、個人の生活設計にも大きく影響するため、より慎重に検討する必要がある。

また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成 11 年度より適用が停止され、その後も適用停止措置が繰り返し延長され、今日に至っている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

○原料確保に資する海外投資等損失準備金制度の拡充・延長

わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。

資源の安定確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。

- ・ 行政手続き等における押印廃止やデジタル化推進を背景とした登録免許税および印紙税の抜本的見直し
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上